

津野町商品開発支援事業費補助金

補助の目的

町内の地産地消・地産外商を推進し、既存商品の磨き上げや地域資源を活用した加工品を新開発することで、入込客や町内外への販売展開により地域の活性化を図ることを目的とした制度です。

補助対象者

以下のすべてに該当しなければなりません

- (1)津野町内に住所を有し、居住している個人又は団体で、事業所、生産施設等が津野町内に立地する者
- (2)町税、使用料等を滞納していない者
- (3)開発する商品について、製造・販売に必要な免許等を交付申請時に取得している者
- (4)商品開発において、商工会等の支援を受ける者

補助率等

区分	補助率 (補助金上限額)	対象経費上限
通常枠 (既存商品の改良)	1/2 以内 (15万)	30 万円
チャレンジ枠 (新商品の開発)	2/3 以内 (20万)	
訓子府町枠 (訓子府町の特産品を使用した新規の商品開発)	4/5 以内 (24万)	

補助対象事業

下記の(1)～(4)のすべてに該当すること。

- (1)本事業を活用してできた商品は事業終了後3年間は製造販売すること
- (2)ふるさと納税返礼品に登録できる商品(「ふるさと納税返礼品登録基準」(A)～(E)のいずれかに該当するもの。)で、事業終了後3年間はふるさと納税返礼品として登録し、寄付額増加に向けて町と連携すること、又は、事業終了後3年間は町内の直販所を通じて販売すること。
- (3)商品開発にあたって他の補助金等を活用していないこと

【ふるさと納税返礼品登録基準】

- (A)津野町内において生産されたものであること
- (B)津野町内において商品の原材料の主要な部分が生産されたものであること
- (C)津野町内において商品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること
- (D)津野町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること
- (E)津野町の広報の目的で生産された町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から津野町の独自の商品であることが明白なものであること

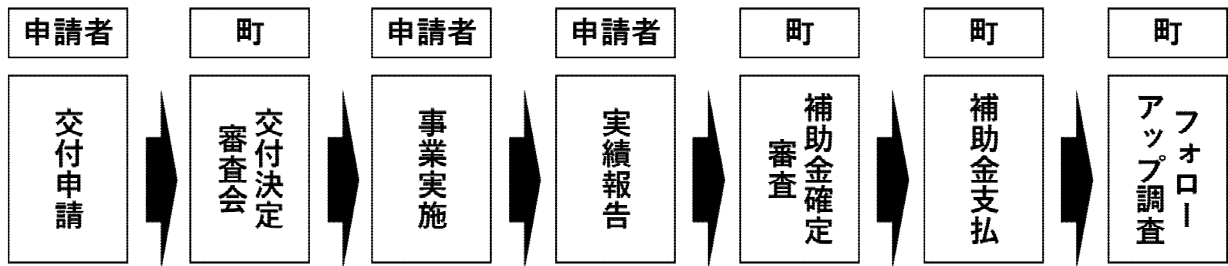
事業実施期間

交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日(水)まで

補助対象経費

- ・消耗品費(商品開発に必要な消耗品の購入費)
 - ・印刷製本費(商品開発に関する印刷製本費)
 - ・パッケージ用ラベル印刷費
 - ・郵便料(商品開発に関する郵便料や配送料)
 - ・委託料(商品のパッケージデザインや広告物の委託費)
 - ・材料費(商品開発に使用する原材料費)
 - ・賃借料(商品開発に使用する機器の賃借料)
 - ・その他、町長が特に必要と認める経費
- ※機器(備品)の購入費は補助対象外

補助事業の流れ



申請書類

申請書類は産業課又は津野町商工会で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください
申請を希望される方は事前に産業課または津野町商工会までご相談ください

申請にあたっての留意事項

- ・補助事業は、補助金交付決定通知書受領後に行うことが原則です
- ・補助事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要です
- ・国や県の制度を利用して行う事業は補助対象事業となりません
- ・本事業を活用できるのは1事業者1回のみです
- ・補助対象となる経費について量や金額を過大に見積もらないようにしてください

申請の受付期間

令和 8 年12月28 日(月)まで

問い合わせ・提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 225 番地 1 津野町役場 産業課(本庁舎) 担当:石元
TEL:0889-55-2021 / FAX:0889-55-2022
メール:sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp